

橋本事務所新聞

第66号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『新しくなった公益法人制度』

公益法人の新制度がこの十二月より施行されました。

□新しく生まれた公益法人三法
新しい公益法人の柱となるのが、
①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法）

②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）
③①及び②の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）の三つです。この法律により、非営利団体設立の際には、官庁の影響力を排し、公益性の有無や目的にかかわらず、準則主義（登記）で簡便に法人格が取得できるようになりました。これらの法人が、「一般社団法人」「一般財団法人」です。

また、それらの中で、公益認定の申請をして、公益性があると判断された団体だけが「公益認定」されて、「公益社団法人」「公益財団法人」となります。

これまでの法人は、いったん「特例民法法人」として存続し、その後五年以内（平成二五年十一月三十日まで）に新法人格に移行するか、解散・合併することになります。

□公益法人と一般法人のメリット・デメリット

両者の違いは、公益認定を受けているか否かで、法人の規模、事業内容によって、メリット・デメリットは異なってくると思われる。

一般論として、公益社団・財団法人は、行政庁の監督のもと、

税制上の優遇措置を多く受けてつ主に公益目的事業を実施していきたい法人が選択するのに向いています。但し、全てにおいてメリットばかりではなく、事

業や財産の制限を受けるなど、規則や規律に縛られます。

一方、一般社団・財団法人は、比較的自由な立場で、非営利部門において、可能な範囲で公益目的事業を含む、様々な事業を実施していきたい法人が選択するのに向いているでしょう。



知ってお得！法律雑学

『夫の愛人に慰謝料を請求できるか？』

Q、結婚後十数年になります。夫が不倫を続けていることが分かりました。子供達の生活のために夫との離婚は思い留まったのですが、不倫相手に慰謝料の請求はできるのでしょうか？

A、あなたは、夫と離婚したかどうかにかかわらず、例外的な場合を除き、相手方女性に慰謝料を請求することができません。条文こそありませんが、婚姻関係にある者は相互に他方配偶者に対して、貞操義務をはじめとする夫婦関係を円満に継続す

るための各種の義務を負っていると考えられています。よって、配偶者の一方が不倫の関係を保持した場合、他方の配偶者は不倫行為によって被った精神的な損害の賠償（慰謝料）を、その夫又は妻に対して求めることができます。更にまた、不倫行為の相手方に対しても慰謝料の支払を請求できるのです。

一応の目安として、裁判で認められた慰謝料の金額は、五十万円から四百万円までが比較的多く、その中でも二百万円前後が多いようです。しかし必ずしもその金額が請求可能だということにはなりません。

慰謝料を請求できないケースとしては、①夫婦関係が夫の不倫とは関係なく既に破綻している場合。②夫が結婚していることを隠して相手方女性と関係を持った場合で、相手方女性に過失がない場合。③夫が暴力や脅迫をもって相手方女性と関係を持った場合があります。

経営コーナー

□今月の一冊□

最近の出版書の中から、私が読んでみて、これだと思う一冊を紹介しています。

今月はこの一冊をご紹介します。
『人を見極め、動かし、育てる法則』

池本克之著 ダイヤモンド社

大きな仕事、困難な仕事には「強いチーム」が必要だ。すなわち、一人一人が得意分野で能力を最大限に発揮し、不得意分野を補い合えるチームこそが、最高の結果を出すことができる。本書は、そんなチームを作る為に必要なことを伝授する。能力のある人を見極め、モチベーションを高めて動かし、育てるには何を成すべきかを説く。



□リーダーが最初にやることは、チームのメンバー一人一人と面談し、その考えやポテンシャルを見極めることである。

面談では、次の点を確認する。

- ・将来の夢や目標を聞く。
- ・目標をもつ人は、学ぼうという意欲が強く、自分から動いて仕事をしてくれる。
- ・「考動」：考えて動くことができるかどうかを見る。
- ・素直さ、感謝の気持ちを持っているかどうかを見る。

※素直さと考動力のある人は組織の財産。どんな環境でもきつと延びる。

□実際の仕事の場面では、正しく動けるタイプか、口ばかりで動かないタイプか、方法が合理的でないタイプかを見極める。その上で、リーダーは各々の個性を伸ばすよう努める。

□人を動かすための手法には、例えば、次のようなものがある。

・どう動けばいいのかが端的に分かる「判断基準」を、シンプルなフレーズで伝える。

※「それはお客様のためになっ
ていますか？」

・判断、行動の基準となるキーフレーズを全員で作る。

・メンバーを巻き込む夢を語る。

・部下のマイナスイ面を指摘する際は、評価の基準をオープンにし、その指摘が本人のためになるかを考える。

・人の管理ではなく、「仕組み」の管理をする。

□人を育てるには、例えば、次のようなことを行う。

・リスクを伴うチャレンジの機会を与える。

※「経験させる」こと

・学んだことを他のメンバーに教える機会を作る。

・能力を発揮できない人に、単に「頑張れ」というのではなく、仕事ができる人との違いをきちんと認識させる。

・「人時生産性」（一人一時間当たりの生産性）を高めて、残業を減らし、その時間を自

分の成長のために活用させる。等々。

等々。

※人を見極め、動かし、伸ばすことがリーダーの仕事だとすれば、「人を信じる力」ことがそのベースとなるようです。



今月の一言

あつという間に今年も残りわずかとなりました。この時期になると一日一日がとても大切に思えるのは私だけでしょうか。

マスクミでは連日、不景気不景気と騒いでいますが、週末の量販店に行くと、大勢の人で賑わい大きな商品を抱えた人々が行きかっていますし、道路も混雑が酷くなっています。こういう時代こそ、自分の足と頭で判断することが大切なようです。

最後に、今年お世話になりました全ての皆様に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続遺言
各種法人設立 会計記帳
HACCP ISO コサルティング
個人情報保護法 認証指導他

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

行政書士 CFP
1級ファイナンシャルプランニング技能士
リスクと保険（保険の見直し）
相続・事業承継
金融資産運用設計